長岡市公共施設予約システム利用規約

(目的)

第1条 この規約は、長岡市公共施設予約システム(以下「本システム」という。)を利用して、長岡市(以下「市」という。)の所有する公共施設(以下「施設」という。)の予約等の手続を行うために必要な事項を定めるものです。

(利用規約の同意)

- 第2条 本システムを利用して施設の予約等の手続を行うためには、本規約に同意していただくことが必要です。このことを前提に、市は本システムによるサービスを提供します。
- 2 本システムの利用者登録をされた方は、本規約に同意したものとみなします。何らか の理由により本規約に同意することができない場合は、本システムをご利用いただくこ とはできません。

(利用者登録の申請)

- 第3条 本システムの利用を希望する個人又は団体は、長岡市公共施設予約システム利用 者登録申請書(以下「登録申請書」という。)を利用する施設の窓口へ提出するものとし ます。
- 2 登録申請書の提出に必要な書類等は、各施設にて定めるものとします。

(利用者登録証の発行と取扱い)

- 第4条 施設管理者は、前条により提出のあった申請内容の審査を行い、利用者として承認する場合は、長岡市公共施設予約システム利用者登録証(以下「利用者登録証」という。)を発行します。
- 2 利用者は、施設管理者が発行した利用者登録証を次の各号に注意して取り扱うものとします。
- (1) 紛失、盗難等のないよう利用者登録証を適切に管理してください。
- (2) 利用者登録証は、登録した利用者以外は使用できません。また、利用者登録証は、 他人にこれを譲渡し、又は貸与することはできません。

(利用者 I D・パスワード)

- 第5条 施設管理者は、利用者登録証の発行とともに、利用者 I D とパスワードを本システムに登録します。
- 2 本システム登録後、利用者は、利用者 I D とパスワードを本システムに入力すること で、施設の予約等の手続を行うことができます。
- 3 本システム登録後は、利用者においてパスワードの変更が可能となるので、利用者は 本システムの利用を開始する前に必ず初期パスワードの変更を行ってください。
- 4 利用者は、パスワードの変更を施設管理者に通知する必要はありません。

(利用者 I D・パスワードの取扱い)

- 第6条 利用者は、利用者 I D 及びパスワードについて、次の各号に注意して取り扱うこととし、利用者の責任において厳重に管理するものとします。
 - (1) 利用者 I D 及びパスワードは他人に知られないように管理してください。
 - (2) パスワードは定期的に変更し、第三者への漏洩防止に努めてください。
 - (3) 他人からのパスワードなどの照会には応じないでください。
 - (4) パスワードを亡失した場合は、速やかに利用する施設に連絡し、その指示に従ってください。
- 2 施設管理者は、前項により厳重に管理された利用者 I D及びパスワードにより行われた手続について、登録した利用者により行われたものとみなします。

(利用者登録の取消)

- 第7条 施設管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当した場合は、利用者登録を取り消すものとします。
 - (1) 虚偽の申請により利用者登録がなされた場合
 - (2) 施設の管理に関する条例等又は本規約に重大な違反をした場合
 - (3) 事情により利用者が施設を利用できなくなった場合
 - (4) 利用者の所在が不明かつ連絡不能となった場合
 - (5) 本システムの運営を故意に破壊又は妨害をした場合
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、施設管理者が利用者として不適当と認めた場合

(利用者登録の変更)

第8条 利用者は、利用者登録の内容に変更が生じた場合は、遅滞なく、変更内容が確認できる書類等を提示のうえ、登録申請書を利用する施設の窓口へ提出し、利用者登録の変更を行うものとします。

(利用者登録証の亡失、盗難)

第9条 利用者は、利用者登録証を亡失し、又は盗難にあったときは、直ちにその旨を利用する施設に連絡するものとします。

(利用者登録証の再発行)

第10条 利用者は、利用者登録証を亡失等したときは、本人確認のできる書類等を提示のうえ、登録申請書を利用する施設の窓口へ提出し、利用者登録証の再発行を受けることができます。

(利用者登録期間)

第11条 施設管理者が利用者として承認した日を登録日とし、登録期間については、各 施設にて定めるものとします。 (利用者登録の廃止)

第12条 利用者は、本システムを利用しなくなった場合、本人確認のできる書類等を提示のうえ、登録申請書を施設の窓口へ提出し、登録廃止の手続きを行うものとします。

(施設規則等の遵守)

第13条 施設の利用及び料金の支払い手続き等は、利用する施設の関係規則等に従うこととします。

(禁止事項)

- 第14条 本システムの利用に当たっては、次の各号に掲げる行為を禁止します。
- (1) 施設の利用目的以外で利用すること。
- (2) 本システムに対し、不正にアクセスすること。
- (3) 本システムの管理及び運営を故意に妨害し、又は破壊すること。
- (4) 他人の利用者 ID、パスワードを不正に使用すること。
- (5) その他法令等に違反すると認められる行為をすること。
- 2 施設管理者は、本システムの利用に対して、前項各号のいずれかに該当する行為が明らかな場合又は該当する行為があると疑うに足りる相当な理由がある場合は、利用者登録の取消や本システムの停止等必要な措置を行うことができるものとします。

(個人情報の保護)

第15条 利用者の申請に基づき収集された個人情報について、施設管理者は、長岡市個人情報保護条例(平成27年長岡市条例第31号)に基づき、その管理に十分な注意を払うものとします。

(免責事項)

- 第16条 市は、利用者が本システムを利用したことにより発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害に対して、一切の責任を負いません。
- 2 市は、その裁量において、本システムの改修、運用停止、中断等を利用者への予告な く行うことができることとします。また、このことを行ったために生じたいかなる損害 に対しても、一切の責任を負いません。
- 3 利用者が使用するパソコン等の障害又は不具合、通信回線上の障害、天災地変その他 市の責めに帰さない理由による本システムの障害等により発生した利用者の損害及び利 用者が第三者に与えた損害に対して、市は一切の責任を負いません。

(利用規約の変更)

- 第17条 市は、必要があると認めるときは、利用者への事前の通知を行うことなく、本 規約を変更することができるものとします。
- 2 市は、本規約を変更した場合は、本システムに変更後の規約を掲載することとします。

3 利用者は、利用の都度、本規約を確認することとし、本規約変更後に本システムを利用した場合は、変更後の規約に同意したものとみなします。

(その他)

第18条 その他必要な事項については、別に定めるものとします。

附則

この規約は、平成20年1月15日から適用します。